# 令和５年分　確定申告について
## ～玉野税務署からのお知らせ～

## ご自宅などからスマホ等を利用した申告をお願いします

- ✓ ご自宅などからスマホやパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、申告書の作成をお願いします。申告書作成後はe-Tax（電子申告）や書面（郵送等）により申告書の提出をお願いします。
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス方法は、裏面をご確認ください。

## 申告会場は、混雑緩和のため「入場整理券」が必要となります

- ✓ **例年、申告会場は大変混み合い、早い時間で入場整理券（当日券）が終了し、入場できない場合があります。**
- ✓ 申告会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です（作成済申告書の提出のみであれば入場整理券は不要です）。
- ✓ 入場整理券は、LINEアプリ（国税庁アカント）による事前申込が可能です（申告相談当日、入場時に申込完了画面をご提示ください。詳細は裏面をご確認ください）。なお、事前申込のない方は、申告会場入口にて当日の入場整理券を配付しますが、数には限りがあり、当日の入場をお断りする場合があります（**入場整理券をお持ちでない方は、申告会場には入場できません**）。
- ✓ 来場前には、申告に必要な書類等について、国税庁ホームページや広島国税局電話相談センター（0863-31-2131へ電話の上、「１」を選択）等でご確認ください。
- ✓ 玉野税務署の申告会場は、

  令和6年**2月16日（金）から**3月15日（金）まで開設します。

  ※　不動産の売却・贈与税の申告相談は、**3月4日（月）から**

## 申告期限及び納期限について

- ✓ 令和５年分確定申告の申告期限及び納期限については、次のとおりです。

  所得税及び復興特別所得税　→　令和６年３月15日（金）
  贈与税　→　令和６年３月15日（金）
  消費税及び地方消費税（個人事業主）　→　令和６年４月　１日（月）

  ※　なお、準確定申告の場合は、申告期限・納期限が上記と異なります。
- ✓ **納付する税額がある場合は、納期限までに自ら納付していただく必要があります。**
- ✓ 納付方法は、振替納税（事前手続きが必要です）や金融機関の窓口での納付（事前に税務署等で納付書を入手してください）、QRコード（バーコード）を利用したコンビニ納付（事前にQRコード付きの納付書が必要です）などの方法があります。

# スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 1

## 「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません　確定申告

確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます

**スマートフォンやパソコンで**
**簡単に申告書が作成できます**

確定申告書の
**作成はこちら**から

STEP 2

## 申告書を作成

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP 3

## 申告書を提出

**国税庁ホームページからe-Taxで送信**

**印刷して郵送等で提出**

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

## e-Taxの送信方法は２通り

### マイナンバーカード方式

① マイナンバーカード　② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ

又は

### ID・パスワード方式

① ID（利用者識別番号）
② パスワード（暗証番号）

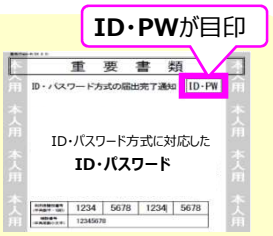


確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ **ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。**
**マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。**

# 入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントから取得できます

**ＳＴＥＰ１**
国税庁を「友だち追加」

国税庁
ＬＩＮＥ公式アカウント

※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

**ＳＴＥＰ２**
「相談を申し込む」を選択

**ＳＴＥＰ３**
税務署・希望日時を選択

**ＳＴＥＰ４**
申込完了→会場で提示

入場時にはこの画面をご提示ください

**ＳＴＥＰ１**　LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

**ＳＴＥＰ２**　「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

**ＳＴＥＰ３**　税務署や来場希望日時を選択（申込は来場希望日の10日前から２営業日前まで可能）

**ＳＴＥＰ４**　内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。